

## 議案第 5 号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則について

令和 4 年 9 月 22 日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

---

### 第 1 制定の趣旨

公文書の管理に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 20 号。以下「条例」という。）の制定に伴い、岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成 11 年岩手県人事委員会規則第 40 号）を廃止するもの。

### 第 2 規則案の内容

条例第 10 条に基づく岩手県人事委員会行政文書管理規程を制定したことに伴い、現行の行政文書の管理について定めている岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止するものである。

### 第 3 施行期日（附則関係）

令和 4 年 10 月 1 日から施行すること。

岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年9月 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第 号

岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則

岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県人事委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則について

### 1 制定の趣旨

公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）の制定に伴い、岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県人事委員会規則第7号）を廃止するもの。

### 2 規則案の内容

条例第10条において、実施機関における行政文書の管理については、行政文書等管理指針を標準として、行政文書等管理規程を定めることとされており、同条に基づき岩手県人事委員会行政文書管理規程を制定したことに伴い、現行の行政文書の管理について定めている岩手県人事委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止するものである。

#### 【条例抜粋】

（行政文書等管理規程）

第10条 実施機関は、当該実施機関における行政文書等の管理がこの条例の規定により適正に行われることを確保するため、行政文書等管理指針を標準として、当該実施機関に係る前条第2項各号に掲げる事項を規定した行政文書等の管理に関する定め（以下「行政文書等管理規程」という。）を設けなければならない。

### 3 施行期日等（附則関係）

この規則は、条例の施行日である令和4年10月1日から施行すること。